

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 28 年 1 月 21 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司
6 赤塚 薫・7 伊藤 征一・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久
14 前田 紀男・16 田中 茂人・20 中川 文博・22 中林 長一
23 平井 秀次・43 後藤 勝・48 前川 正次

以上 15 名

欠席委員 9 大田 武士・15 杉谷 正美

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部副主幹 美里：小林主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 10 奥山 勘五郎・14 前田 紀男

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第 6 号 買受適格証明願 (競売) について
- 議案第 7 号 非農地証明願について
- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第1回農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は2名で、出席者は15名です。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名をさせていただきます。 10番 奥山委員、14番 前田委員、よろしく申し上げます。 まず初めに会長の専決等の報告事項に入ります。第1号から第4号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページから5ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から31で、5ページをお願いします、合計で件数は31件、合計面積は145,527㎡、この内訳は、田が141,424㎡、畑が4,103㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 6ページから14ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から12で、14ページになりますが、合計で件数は12件、面積は98,466.8㎡で、その内訳は田が77,115.68㎡、畑が20,547.91㎡、その他、これは、現況が畑で、台帳地目が山林、宅地となっている土地で、803.21㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が山林や宅地、雑種地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 15ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1 駐車場用地、番号2 建売分譲住宅用地、番号3 資材置場用地、番号4 倉庫用地、 以上、件数は4件で、合計面積は3,262㎡、この内訳は田が3,089㎡、畑が173㎡でございます。 16ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。 番号1、一般個人住宅用地の1件で、合計面積は、田で198㎡でございます。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。 それでは、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）ですが、番号1に関しましては、池田委員に係る案件で</p>

ございます。先に番号1の採決をし、その後、番号2から番号10の案件について採決したいと思います。

それでは、番号1に関し、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、池田委員の一時退室をお願いいたします。

<池田委員退席>

議長 では、番号1の説明を事務局お願いします。

事務局 17ページから19ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区神戸、受人 _____、面積437,906㎡ 渡人 _____、面積2,731㎡ 申請地神戸大宮 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,926㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

番号1について、地元委員さんの意見を伺います。番号1の担当委員さんに説明をお願いいたします。

森委員 3番、森でございます。池田さんが当事者ということですので、かわって説明いたします。

この件につきましては、事務局の説明のとおり、特に問題ございませんので、よろしくをお願いいたします。

議長 番号1について担当委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、番号1については許可をすることに決定をいたします。

池田委員さん、入室。

<池田委員着席>

議長 それでは、番号2から番号10の説明をお願いいたします。

事務局 番号2、地区神戸、受人 _____、面積4,201㎡、渡人 _____、面積6,760㎡ 申請地神戸小世古 _____、台帳地目・現況地目とも畑、

面積224㎡外8筆 合計面積1,859㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区安東、受人 _____、面積12,400.91㎡ 渡人 _____、面積12,400.91㎡ 申請地安東町君垣内 _____、台帳地目田、現況地目 畑、面積1,373㎡外2筆 合計面積4,347㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

番号4、地区楡形、受人 _____、面積6,983㎡ 渡人 _____、面積6,983㎡ 申請地殿村折口 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,511㎡外2筆で、18ページになりますが、合計面積6,983㎡。

これにつきましては、生前一括贈与になります。

番号5、地区楡形、受人 _____、面積1,967㎡ 渡人 _____、面積10,147㎡ 申請地産産ヶ塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,090㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区楡形、受人 _____、面積4,208㎡ 渡人 _____、面積2,165㎡、申請地分部大谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積919㎡外1筆 合計面積1,736㎡。

これにつきましては、生前部分贈与になります。

番号7、地区上野、受人 _____、面積11,498㎡ 渡人 _____、面積1,524㎡ 申請地河芸町久知野里前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積770㎡外2筆 合計面積1,524㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区長野、受人 _____、面積5,473㎡ 渡人 _____、面積4,117㎡ 申請地美里町北長野中神 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積634㎡外1筆 合計面積2,696㎡。

これにつきましては、受人は、兼業により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区明合、受人 _____、面積9,540㎡ 渡人 _____、面積4,230㎡ 申請地安濃町戸島長澤 _____、台帳地目 田、現況地目畑、面積350㎡外3筆 合計面積975㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区明合、受人 _____、面積5,954㎡、渡人 _____、面積2,813㎡ 申請地安濃町栗加栗加上 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積924㎡19ページになりますが、外1筆で合計面積2,813㎡。

これにつきましては、生前一括贈与になります。

先に決定をいただきました番号1を除きまして、以上件数は9件、合計面積は、26,023㎡、この内訳は、田が24,768㎡、畑が1,255㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要

件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
番号2から番号10について、地元委員さんのご意見を伺います。
それでは、番号2、神戸。

池田委員 1番、池田です。別段何も問題ありませんので、よろしく願いします。

議長 3番、安東。

太田委員 2番、太田です。親子関係にて何も問題ございません。よろしく願いします。

議長 4番、楡形。

森委員 3番、森でございます。4番から18ページの6番まで楡形地区ですので、一括で申し上げたいと思います。よろしいですか。

議長 はい。

森委員 4番、それから6番については、生前一括贈与、部分贈与でございます。それから5番については、営農拡大でございますので問題ございませんので、よろしく願いいたします。

議長 それでは7番、上野。

前田委員 14番、前田です。事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 8番、長野。

中川委員 20番、中川です。事務局の説明どおりで問題ありません。よろしく願いします。

議長 9番、10番、明合。

中林委員 22番、中林。9番、10番とも説明どおりで問題はございません。よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、2番から10番について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区白塚、申請者 _____、申請地白塚町浜新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積479㎡外1筆 合計面積724㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、349.92㎡、転用面積の48.3%にあたります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区楡形、申請者 _____、申請地産品衣谷_____、台帳地目畑、現況地目 雑種地、面積280㎡外2筆 合計面積535㎡。

これにつきましては、平成元年5月ごろから、申請地を車両等置場用地として利用しており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区安西、申請者 _____、申請地芸濃町小野平下清水_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積491㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、279.36㎡、転用面積の56.9%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区草生、申請者 _____、申請地安濃町安部下津見_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積403㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、178.56㎡、転用面積の44.3%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。以上件数は4件で、合計面積は2,153㎡、このうち田が41㎡、畑が2,112㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんの意見を伺います。

1番、白塚。

青木委員 5番、青木です。15日の日に地元委員と現地確認させていただきました。何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 2番、楡形。

森委員 3番、森でございます。この案件は14日に地元委員と現地を確認いたしました。現場は_____の付近にありまして、山林化しており農地としては大変厳しい環境でありますので、特に問題はございません。よろしく申し上げます。

議 長 3番、安西。

田中委員 16番、田中です。現地確認しました。この場所県道亀山白山線沿いで、影にもなりませんし、お隣にも迷惑をかけているような場所でもございませんので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 4番、草生。

平井委員 23番、平井です。事務局の説明どおり、何ら問題はございませんので、よろしく願います。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 21ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区豊津、受け人社会福祉法人_____ 理事_____、渡し人 _____、申請地河芸町一色石橋_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,014㎡です。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、ディサービス施設従業員のための駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区上野、受け人 _____、渡し人 _____外1名、申請地河芸町上野鐘鋳場_____、台帳地目・現況地目とも田、面積228㎡外2筆合計面積1,895㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、530.49㎡、転用面積の28%になります。

なお、利用率が低い原因としまして、土地が不整形で日陰地があり、設置が困難な部分があるとの理由書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区安西、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 芸濃町小野平清水_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積978㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、468.6㎡、転用面積の47.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区高宮、受け人 合同会社_____代表社員 _____、渡し

人_____、申請地美里町五百野上之郷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積601㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、376.74㎡、転用面積の62.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区明合、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地安濃町戸島長澤_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積520㎡外1筆 合計面積1,440㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、309.12㎡、土地の利用率は、設置不可能な法面が全体面積の半分近くを占めますことから、転用面積の21.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区明合、受け人 (株)_____代表取締役 _____、渡し人 _____、申請地安濃町戸島長澤_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積798㎡外1筆 合計面積888㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、309.12㎡、土地の利用率は、設置不可能な法面がありますことから、転用面積の34.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区明合、受け人 _____、渡し人 _____、申請地安濃町荒木南興_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積29㎡。

これにつきましては、既に一般個人住宅用地の一部として利用されておりますが、所有権の移転及び地目変更が未登記であることが判明したことからこの度の申請に至り、経緯書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区香良洲、受け人 _____代表取締役 _____、渡し人 _____、申請地香良洲町大新田明合_____、台帳地目 田、現況地目畑、面積409㎡外1筆 合計面積594㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、256.08㎡、転用面積の43.1%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は、7,439㎡、このうち田が4,513㎡、畑が2,926㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、豊津。

丹羽委員

13番、丹羽ですけれども、15日に会長との立会いもしていただきました。事務局の説明どおりで何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長	2番、上野。
前田委員	14番、前田です。15日に会長、事務局に来ていただきまして、見ていただきました。問題ございません。
議 長	3番、安西。
田中委員	16番、田中です。事務局の説明どおりでございまして、問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	4番、高宮。
中川委員	事務局の説明どおりで何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	5番 6番 7番、明合。
中林委員	22番、中林。5番 6番 7番、何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	8番、香良洲。
後藤委員	43番、後藤です。今、事務局の説明どおり、何ら問題ございません。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	22ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区櫛形、借人 _____代表取締役____、貸人 _____、申請地殿村木ノ坪____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積3,057㎡の内900㎡。 これにつきましては、借り人は、貸し人との間に2ヶ月間の賃貸借権を設定し、申請地を_____の資材置場用地として一時転用するものです。農地区分は、農業振興地域内の農用地になります。 番号2、地区大里、借人 _____ 取締役 _____、貸人 _____、申請地 大里窪田町西蔭____、台帳地目・現況地目とも畑、面積360㎡の内309㎡外2筆 合計面積800㎡。 これにつきましては、借り人は、貸し人との間に4か月間の賃貸借権を設定

し、申請地を_____の資材置場用地として一時転用するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区高野尾、借人_____代表取締役_____、貸人_____、申請地高野尾町東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積183㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を調剤薬局用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区黒田、借人_____代表取締役_____、貸人_____、申請地河芸町北黒田山田_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積712㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、303.18㎡、全体面積の42.58%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区棕本、借人_____代表取締役_____、貸人_____、申請地芸濃町棕本藤ノ山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,388㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、760㎡、全体面積の54.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区明合、借人_____、貸人_____外1名、申請地 安濃町栗加中合野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積439㎡、外3筆、合計面積996㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、364.74㎡、全体面積の37%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの6件で、合計面積は4,979㎡、このうち田が1,612㎡、畑が3,367㎡です。

いずれの案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員さんのご意見を伺います。
1番、楡形。

森 委員 3番、森です。14日、現地を確認いたしました。ただいま事務局の説明のとおり、資材置場として一時転用でございますので、問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 2番、私でございます。楡形と一緒にございますので、よろしくお願ひをいたします。
3番、高野尾。

赤塚委員 6番、赤塚です。地元委員と事務局で15日に現地確認いたしまして、ここは薬局ができるということで1,573㎡のうち183㎡を分筆して賃貸借するというので何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 4番、黒田。

丹羽委員 13番、丹羽です。自分の土地を会社へ貸すという形で、事務局の説明どおりで問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 5番、椋本。

田中委員 16番、田中です。現地確認を行いました、問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 6番、明合。

中林委員 22番、中林。事務局の説明のとおり、太陽光発電施設用地として何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりまして、地元委員さんのご意見を伺いました。何ら異議がないということでございますが、皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 23ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。
番号1、地区安西、借人 _____外1名、貸人 _____、申請地 芸濃町岡本手張____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積499㎡です。
これにつきましては、借り人は、貸し人と永年の使用貸借権を設定し、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。
番号2、地区辰水、借人 _____、貸人 _____、申請地美里町日南田地蔵前____、台帳地目、現況地目とも田、面積1,521㎡。
これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、420.84㎡、隣接の農地から控えて設置することから、転用面積の27.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されず。
以上件数は2件で、合計面積は、田で2,020㎡です。
いずれの案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の

すべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1 番、安西。

田中委員 1 6 番、田中です。この案件は、親子関係で、娘の住宅を建てるということで、問題ございませんので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 2 番、辰水。

中川委員 2 0 番、中川です。1 5 日の日に会長、部会長、事務局の皆さんとともに現地確認をいたしました。事務局の説明どおり、何ら問題ございません。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第 5 号については許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第 6 号 買受適格証明願（競売）について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 2 4 ページをお願いいたします。
議案第 6 号 買受適格証明願（競売）について でございます。
これにつきましては、津地方裁判所による担保不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。
競売の対象農地は、雲出本郷町宮ノ前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 6 3 0 m²です。
番号 1 につきましては、願出人 _____、落札した場合の土地利用は貸し駐車場用地です。
番号 2 から番号 4 につきましては、落札した場合の土地利用はいずれも太陽光発電施設用地となっております。
願出人はそれぞれ _____、 _____、 _____ 取締役 _____ です。
なお、パネルの設置面積は、いずれも、転用面積の概ね 3 5 % となっております。また、農地区分は、第 3 種農地と判断されます。
いずれの案件も、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

奥山委員 10番、奥山です。大田委員が欠席ですので、私が説明させていただきます。番号1 番号2 番号3 番号4は何も問題ありませんのでどうぞよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第6号議案については証明をすることに決定をいたします。
次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 25ページをお願いします。
議案第7号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区安濃、願出者 _____、申請地安濃町安濃柱_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積95㎡外2筆 合計面積167㎡です。
これにつきましては、平成4年10月28日、国土地理院撮影の航空写真により申請地はこのとき既に建物が建築されていることが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
件数はこの1件で、合計面積は畑で167㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、事務局の説明が終わりました。
地元委員さんのご意見を伺います。
1番、安濃。

中林委員 22番、中林です。事務局の説明がありましたように、平成4年以前よりも現在、建物が建っておりましたので、非農地の証明につきましては異議ございません。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第7号議案については証明をすることに決定をいたします。
次に、別でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で
161,716.91㎡、畑の賃貸借で501㎡、契約件数は60件でござい
ます。
河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で
14,033㎡、契約件数は9件でございます。
安濃地区につきましては、田の賃貸借で36,692㎡、契約件数は10件
でございます。
芸濃地区につきましては、田の賃貸借で2,109㎡、契約件数は2件でござ
います。
美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で32,217㎡、畑の使用
貸借で263.26㎡、契約件数は15件でございます。
香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。
以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて
246,767.91㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で764.26㎡、
合計契約件数は96件、合計面積は247,532.17㎡となっております。
次に認定農業者への集積状況でございます。
地区別の認定農業者への集積は津地区で23件、河芸地区、2件、安濃地
区、7件、美里地区、5件で合計37件、合計面積は140,017㎡でござ
います。
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤
強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第8号 農業経営
基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正
であると認め、市長に進達をすることにいたします。
以上をもちまして、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしま
した。
以上をもちまして、第1回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

上記は、第1回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年1月21日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____